

原規規発第 20022110 号

令和 2 年 3 月 2 日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

美浜発電所第 3 号機の一部使用承認について

2020年2月6日付け関原発第516号をもって申請がありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（2020年2月6日付け関原発第516号）の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：2020年 3月9日

至：平成28年10月26日付け原規規発第1610261号、平成29年6月27日付け原規規発第1706272号、平成30年6月20日付け原規規発第1806202号、平成30年6月27日付け原規規発第18062710号、平成30年11月26日付け原規規発第1811265号、平成31年2月6日付け原規規発第1902067号、平成31年4月26日付け原規規発第19042613号、令和元年6月21日付け原規規発第1906219号、令和元年7月19日付け原規規発第1907197号及び令和元年8月26日付け原規

規発第 1908261 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 1 第 1 項に定められる使用前検査の合格日

### 3. 使用の方法

美浜発電所第 3 号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要があり、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成 28 年 10 月 26 日付け原規規発第 1610261 号、平成 29 年 6 月 27 日付け原規規発第 1706272 号、平成 30 年 6 月 20 日付け原規規発第 1806202 号、平成 30 年 6 月 27 日付け原規規発第 18062710 号、平成 30 年 11 月 26 日付け原規規発第 1811265 号、平成 31 年 2 月 6 日付け原規規発第 1902067 号、平成 31 年 4 月 26 日付け原規規発第 19042613 号、令和元年 6 月 21 日付け原規規発第 1906219 号、令和元年 7 月 19 日付け原規規発第 1907197 号及び令和元年 8 月 26 日付け原規規発第 1908261 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 1 第 1 項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。